

②名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>				
③所在地	P.O.Box 4228, 11 Natal Road, Belgravia, Harare, Zimbabwe				
④連絡先	(電話) (263) 0242 794065/7/8		(FAX) (263) 4 794 072		
	(E-mail) mail@aripo.org		(internet) https://www.aripo.org/		
⑤組織の長	Director General: Mr. Bemanya Twebaze				
⑥沿革	<p>(1) 1976年12月、ルサカ(ザンビア)での外交官会議で採択された工業所有権機関設立に関する協定(ルサカ協定)を起源とする。このルサカ協定は、1978年に発効した。</p> <p>(2) ルサカ協定は、1986年に「アフリカ広域工業所有権機関(ARIPO)の設立に関する協定」に改定。</p> <p>(3) ルサカ協定に基づき1982年にARIPOの枠内で特許及び意匠に関する議定書がハラレ(ジンバブエ)で採択され、ARIPO事務局を通して、議定書締約国での特許及び意匠を登録、管理する権限が与えられている。ARIPO制度は、付加的で、締約国の国内制度にとって代るものではない。</p> <p>(4) ハラレ議定書は1993年改正でPCTが組み込まれ、2001年改正で実用新案が登録できることになった。</p> <p>(5) ルサカ協定に基づき、1993年、バンジュールにおいて標章に関するバンジュール議定書が採択され、この議定書は、締約国のうち指定された国において有効な標章を、ARIPO事務局が登録する、と規定している。</p> <p>(6) バンジュール議定書は、2004年11月13日の閣僚会議において改正され、以降、頻繁に改正され、2023年5月現在、2021年12月8日改定版が最新版である。 <u>バンジュール議定書の締約国(2022年10月14日現在、20国)</u> ボツワナ、カーボベルデ、エスワティニ、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シェラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア及びジンバブエ</p> <p>(7) ハラレ議定書は、2006年11月24日のARIPO管理委員会において改正され、以降、頻繁に改正され、2023年5月現在、2021年12月8日改定版が最新版である。 <u>ハラレ議定書の締約国(2022年10月14日現在、13国)</u> ボツワナ、カーボベルデ、エスティワニ、ガンビア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、サントメ・プリンシペ、ウガンダ、タンザニア及びジンバブエ</p> <p>(8) ARIPO加盟国(2022年10月14日現在、22国) ボツワナ、カーボベルデ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セーシャル、シェラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ(22国) ARIPOのオブザーバー(2022年10月14日現在、10国) アンゴラ、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リビア、ナイジェリア、南アフリカ及びチュニジア</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、伝統的知識				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブタペスト 1998/11/10	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト		ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

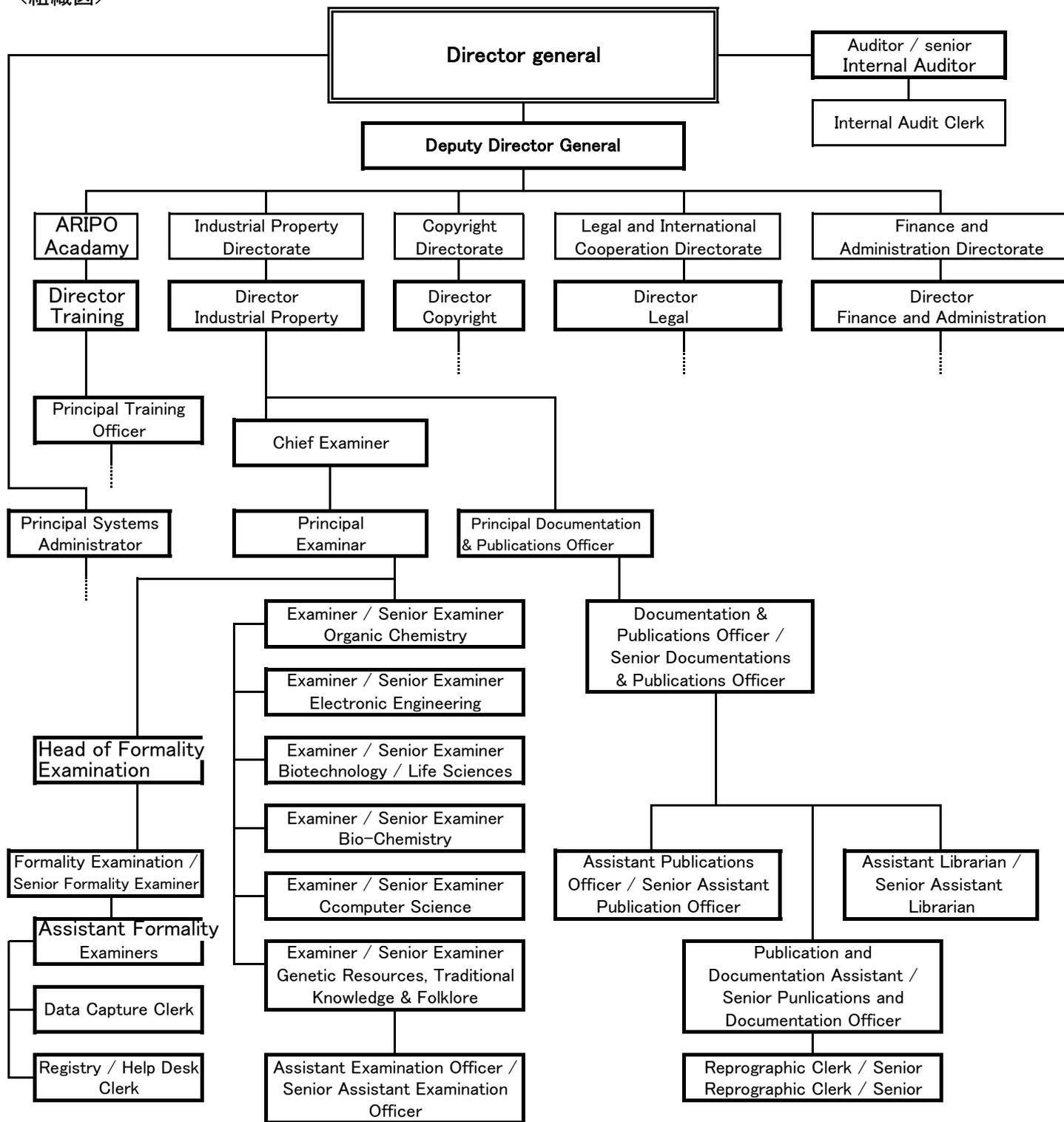
②名称	アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	868	754	833	873
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	41	49	29	34
		(内 PCTルート)	816	705	791	833
	実用新案	全数	24	14	12	21
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	76	87	85	127
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	1			3
	商標	全数	408	342	510	672
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	2	2	2	
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	245	443	568	640
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	5	15	26	38
		(内 PCTルート)	236	421	547	610
	実用新案	全数	12	3	9	2
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	66	71	87	94
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	1	3		
商標	全数	226	200	305	511	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	1		2	3	
(出典): WIPO IP Statistics						

②名称

アフリカ広域知的財産機関 (AP)
African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)

⑫ 組 織

<組織図>



(出典) : ARIPO HP / ARIPO Organizational Chart

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年11月25日改正（2023年版ハラレ議定書及び同規則）
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、カーボ・ベルデ、エスワティニ、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア及びジンバブエ
	④他国制度との関係	ハラレ議定書締約国(出願時の指定国に効力が及ぶ)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (議定書施行規則5(5)(c), (e))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPO締約国の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条(4))
	⑦出願言語	任意の言語。ただし、出願日から2月以内に英語に翻訳しなければならない。 (議定書第2条(6))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (議定書第3条(11))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (議定書第3条(10)(c)(i))
	⑩グレースピリオド	有。公認の博覧会における展示による開示日から6月。 (議定書第3条(10)(c)(i)及び(d))
	⑪非特許対象	<ul style="list-style-type: none"> ・発見、科学理論および数学的手法。 ・美的創作物。 ・精神的行為、ゲーム又はビジネスを実行するためのスキーム、規則および方法 ・コンピュータプログラム ・情報の提示。 <p style="text-align: center;">(以上、議定書第3条(10)(h))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反するもの。ただし、法令で禁じられているという理由だけではこれに反するものとは認められない。 ・動物又は植物の品種、動物又は植物を生産するための生物学的手法。ただし、微生物学的な手法又はその生成物を除く。 ・人体又は動物に対する手術又は治療及び診断方法による人体又は動物の治療方法。ただし、この方法に使用される製品、特に物質又は組成物は除く。 <p style="text-align: center;">(以上、議定書第3条(10)(j))</p>
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしているものについては、ARIPO事務局が特許性要件(議定書第3条(10)の各号)について、自らが調査又は外国での調査手配を行う(議定書第3条(3)) 上記調査報告書及び審査報告書により同事務局が審査する(議定書施行規則18(2)) 同事務局は関連外国出願の審査に係わる書類の提出を出願人に求めることができる。 (議定書施行規則16)
	⑬審査請求制度の有無	有。所定の審査請求が手数料とともに出願日(最先の優先日)から3年以内に提出されなければ、放棄と看做される。分割出願は6月以内。 (議定書施行規則18(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。(i)単一発明又は出願人が同意した単一の特定発明(ii)指令に速やかに応答する旨を宣誓する又は(iii)取り下げられた出願が審査終了前に復活した場合、所定の手数料と共に早期審査請求することができる。(議定書施行規則18(7)(a))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から18月経過前に所定の手数料を支払うことで公開される。前記期間経過前に所定の手数料と共に公開を請求することができる。 (議定書第2条の3)
	⑯異議申立制度の有無	無。ただし、ARIPO事務局に特許性に関する所見を提出することができる。なお、提出者は当事者にはなれない。(議定書第2条の4)
	⑰無効審判制度の有無	無。
	⑱実施義務	無。(各締約国の国内法に委ねられている)

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>					
特許制度	⑱費用 単位 US\$	[出願から登録までに掛かる費用]				
		出願料 290 US\$(書面)				
		指定国料 85 US\$(1指定国につき)				
		審査請求料 600 US\$				
		調査報告料 300 US\$				
		発行料 350 US\$				
		20 US\$(31~100頁における各頁あたりの加算料)				
		30 US\$(101頁以上における各頁あたりの加算料)				
		50 US\$(10超の各クレームにつき)				
		登録料 350 US\$				
		[出願及び特許維持に掛かる費用]				
		年金 1年次 50 US\$ 8年次 190 US\$ 15年次 330 US\$				
		2年次 70 US\$ 9年次 210 US\$ 16年次 380 US\$				
		3年次 90 US\$ 10年次 230 US\$ 17年次 430 US\$				
		4年次 110 US\$ 11年次 250 US\$ 18年次 480 US\$				
	5年次 130 US\$ 12年次 270 US\$ 19年次 530 US\$					
	6年次 150 US\$ 13年次 290 US\$ 20年次 580 US\$					
	7年次 170 US\$ 14年次 310 US\$ (料金は各指定国につき)					
	⑳料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される				
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。				
備考	ARIPO事務局で拒絶査定されれば3月以内に締約国の国内出願としてに再出願できる。 (議定書施行規則19)					

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>																																				
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2022年11月25日改正 (2023年版ハラレ議定書及び同規則)																																			
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、カーボ・ベルデ、エスワティニ、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シェラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア及びジンバブエ																																			
	④他国制度との関係	ハラレ議定書締約国(出願時の指定国に効力が及ぶ)																																			
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (議定書施行規則5(5)(c), (e))																																			
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPO締約国の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条(4))																																			
	⑦出願言語	任意の言語。ただし、出願日から2月以内に英語に翻訳しなければならない。 (議定書第2条(6))																																			
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (議定書第3条の3(11))																																			
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (議定書第3条の3(2)(i))																																			
	⑩グレースピリオド	無。																																			
	⑪不登録対象	以下の実用新案の定義に反するもの。 日常使用品、電子・電気回路、器具、手工芸品、機構若しくはその他の物品又は部品としての器具、作業工具、部材としての要素となるあらゆる形態、構成、配置であって、何らかの若しくは新たな効果を奏するか、時間、エネルギー若しくは労力を節約するか、課題を改善するか、課題に異なる機能、使用、加工若しくは製造を可能とするか又は実用上の利点若しくは環境上の利益をもたらすことができる物品。尚、微生物及びその他の自己複製可能な物質、遺伝資源の産物、ハーブ、新たな効果を奏する栄養製剤は含まれる。 (議定書第3条の3(1)) 農業を含むあらゆる産業上の利用可能性がないもの。 (議定書第3条の3(2)(i)及び(iii))																																			
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしているものについては、新規性及び締約国内での進歩性について実体審査が行われる。 (議定書第3条の3(5))																																			
	⑬審査請求制度の有無	無。																																			
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																																			
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は、登録後、公報により公告(公開)される。 (議定書規則20)																																			
	⑯異議申立制度の有無	無。ただし、ARIPO事務局に特許性に関する所見を提出することができる。なお、提出者は当事者にはなれない。 (議定書第2条の4)																																			
	⑰無効審判制度の有無	無。																																			
	⑱実施義務	無。(各加盟国の国内法に委ねられている。)																																			
	⑲費用 単位 US\$	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">出願料</td> <td style="width: 20%;">100 US\$</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>指定国料</td> <td>20 US\$(1指定国につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録・発行料</td> <td>50 US\$</td> <td></td> </tr> </table> <p>[実用新案出願及び権利維持に掛かる費用]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年金</td> <td style="width: 10%;">1年次</td> <td style="width: 10%;">20 US\$</td> <td style="width: 10%;">5年次</td> <td style="width: 10%;">40 US\$</td> <td style="width: 10%;">9年次</td> <td style="width: 10%;">70 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年次</td> <td>25 US\$</td> <td>6年次</td> <td>45 US\$</td> <td>10年次</td> <td>80 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年次</td> <td>30 US\$</td> <td>7年次</td> <td>50 US\$</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">(料金は各指定国につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年次</td> <td>35 US\$</td> <td>8年次</td> <td>60 US\$</td> </tr> </table>	出願料	100 US\$		指定国料	20 US\$(1指定国につき)		登録・発行料	50 US\$		年金	1年次	20 US\$	5年次	40 US\$	9年次	70 US\$		2年次	25 US\$	6年次	45 US\$	10年次	80 US\$		3年次	30 US\$	7年次	50 US\$	(料金は各指定国につき)			4年次	35 US\$	8年次	60 US\$
出願料	100 US\$																																				
指定国料	20 US\$(1指定国につき)																																				
登録・発行料	50 US\$																																				
年金	1年次	20 US\$	5年次	40 US\$	9年次	70 US\$																															
	2年次	25 US\$	6年次	45 US\$	10年次	80 US\$																															
	3年次	30 US\$	7年次	50 US\$	(料金は各指定国につき)																																
	4年次	35 US\$	8年次	60 US\$																																	
	⑳料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される																																			
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																			
	備考	ARIPO事務局で拒絶査定されれば3月以内に締約国の国内出願としてに再出願できる。 (議定書第3条の3(10))																																			

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>																																	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年11月25日改正 (2023年版ハラレ議定書及び同規則)																																
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、カーボ・ベルデ、エスワティニ、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シェラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア及びジンバブエ																																
	④他国制度との関係	ハラレ議定書締約国(出願時の指定国に効力が及ぶ)																																
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (議定書施行規則5(5)(c), (e))																																
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPO締約国の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条(4))																																
	⑦出願言語	任意の言語。ただし、出願日から2月以内に英語に翻訳しなければならない。 (議定書第2条(6))																																
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。ただし、指定国の国内法がそれよりも短期間の存続期間が定められていれば、指定国の存続期間に従う。(議定書第4条(6))																																
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物																																
	⑩グレースピリオド	無。																																
	⑪不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新規でないもの ・指定国における意匠登録要件に不適合であること。 ・テキスタイルデザインの特別登録対象であること 																																
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。ARIPO事務局から方式審査終了の通知が指定国になされて6月以内に⑪不登録対象を含めて拒絶通報がない指定国について、同事務局は登録を公告する。 (議定書第4条(4))																																
	⑬審査請求制度の有無	無。																																
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																																
	⑮部分意匠制度の有無	無。																																
	⑯関連意匠制度の有無	無。																																
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。																																
	⑱意匠分類	国際分類(ロカル分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (議定書規則20(2)(j))																																
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、ARIPO公報により公告(公開)される。																																
	⑳秘密意匠制度の有無	無。																																
	㉑異議申立制度の有無	無。相当な注意を払っても期限順守が不可能な場合の回復請求以外にARIPO事務局に異議申立の手続規定はない。(議定書第5条の2(1))																																
	㉒無効審判制度の有無	無。																																
	㉓登録表示義務	無。																																
	㉔ 費用 単位 US\$	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>出願料</td> <td>100 US\$</td> </tr> <tr> <td>指定国料</td> <td>20 US\$(1指定国につき)</td> </tr> </table> <p>[意匠出願及び権利維持に掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>存続期間</td> <td>1年次</td> <td>20 US\$</td> <td>5年次</td> <td>40 US\$</td> <td>9年次</td> <td>70 US\$</td> </tr> <tr> <td>更新料</td> <td>2年次</td> <td>25 US\$</td> <td>6年次</td> <td>45 US\$</td> <td>10年次</td> <td>80 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年次</td> <td>30 US\$</td> <td>7年次</td> <td>50 US\$</td> <td colspan="2">(料金は各指定国につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年次</td> <td>35 US\$</td> <td>8年次</td> <td>60 US\$</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	出願料	100 US\$	指定国料	20 US\$(1指定国につき)	存続期間	1年次	20 US\$	5年次	40 US\$	9年次	70 US\$	更新料	2年次	25 US\$	6年次	45 US\$	10年次	80 US\$		3年次	30 US\$	7年次	50 US\$	(料金は各指定国につき)			4年次	35 US\$	8年次	60 US\$		
出願料	100 US\$																																	
指定国料	20 US\$(1指定国につき)																																	
存続期間	1年次	20 US\$	5年次	40 US\$	9年次	70 US\$																												
更新料	2年次	25 US\$	6年次	45 US\$	10年次	80 US\$																												
	3年次	30 US\$	7年次	50 US\$	(料金は各指定国につき)																													
	4年次	35 US\$	8年次	60 US\$																														
	㉕ 料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される																																
	備考	指定国から拒絶通報を受ければ、出願人は3月以内に当該国の国内出願として、審査を継続することができる。(議定書第4条(5))																																

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年11月25日改正(2023年版バンジュール議定書及び同規則)
	③地理的効力の範囲	バンジュール議定書の締約国であるボツワナ、カーボベルデ、エスティワニ、ガンビア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナンビア、サントメ・プリンシペ、ウガンダ、タンザニア及びジンバブエの13国に効力が及ぶ。
	④他国制度との関連	バンジュール議定書締約国の中の指定国において、国内登録と同様の効果を有する。(議定書第8条 8:1)
	⑤商標法の保護対象	商品商標、役務商標 (議定書第3条 3:2)
	⑥商標の種類	色彩、立体、記号、名称、語句、図形、銘柄、題目、通常の署名、文字、数字及びこれらの組み合わせ (議定書第3条 3:3、3:4、規則1)
	⑦出願人資格	指定国で商標を使用する者若しくは商標を使用する意思を有する者。またはこれらの者を登録することができる者。(議定書第3条 3:6)
	⑧権利付与の原則	各指定国における先願主義。
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に居住していないときは、ARIPOの締約国の国内官庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条 2:2、2:3)
	⑪出願言語	英語 (議定書規則4 4:1に定めるForm No.M1が英語)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年ごとに更新できる。 (議定書第7条7:1、7:2)
	⑬グレースピリト	無。
	⑭不登録対象	指定国の国内法に従う。
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。ARIPOの商標法には「周知商標」についての規定はなく、各国の国内法に基づき判断される。周知商標の出願については、各指定国の対応がARIPOに通知される。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。出願段階では、一出願多区分は認められる。ただし、一出願一区分制度を採る指定国は、登録後に国内法に基づき、各区分に分割する。 (規則3 3:1、3:2)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(方式要件を満たしているとARIPO事務局が指定国官庁に通知し、当該官庁が国内法によって通知の9月徒過前に実体審査される。)(議定書第6条6:1、6:2)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、ARIPO事務局から出願の通知が各指定国官庁に送付され当該官庁からの受理又は何も通知されなかった場合は暫定受理をARIPO事務局が公開する。尚、暫定通知から3月以内に登録料が納付されれば登録が同事務局から公告される。 (議定書第6条の1及び第6条の2)
	㉒異議申立制度の有無	有。暫定通知から登録公告何人も公告の日までにの間に利害関係人はARIPO事務局に異議申立を行なうことができる。その後、指定国官庁が国内法に基づいて審査する。 (議定書第6条の4)
	㉓無効審判制度の有無	有。登録後の無効は、各指定国官庁が国内法に基づいて判断する。指定国官庁は結果をARIPO事務局に通知し、同事務局が公表、登録簿に記載する。(議定書第8条8:2)
	㉔不使用取消制度の有無	有。不使用取消は、各指定国官庁が国内法に基づいて判断する。指定国官庁は結果をARIPO事務局に通知し、同事務局が公表、登録簿に記載する。(議定書第8条8:2)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (議定書第3条3:2)

①名称	<p style="text-align: center;">アフリカ広域知的財産機関 (AP) African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</p>	
商標制度	②6 図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	②7 譲渡要件	無。商標権は、営業とは関係なく、譲渡することができる。 (議定書規則13の2:1(a)に規定するForm No.M11には記載が求められていない。)
	②8 費用 単位 US\$	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 100 US\$(基本出願手数料)
		50 US\$(最初の区分手数料、各指定国につき)
		10 US\$(2番目以降の各区分の追加手数料、各指定国につき)
		登録料 100 US\$(最初の区分手数料、各指定国につき)
		50 US\$(2番目以降の各区分の追加手数料、各指定国につき)
	②9 料金減免措置の有無	[商標権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
100 US\$(最初の区分手数料、各指定国につき) 50 US\$(2番目以降の各区分の追加手数料、各指定国につき)		
備考	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ARIPO事務局からの方式拒絶を受ければ、出願人は3月以内に各指定国の国内出願として、審査を継続することができる。(議定書第5条5:4) ・出願時の指定国以外の締約国を事後指定して、審査・登録することができる。 (議定書第9条9:2)